

平成 21 年 3 月 23 日
ソニー生命保険株式会社

『がん入院保険』『先進医療特約』『入院時手術給付特約』の発売 「骨髄ドナーに対する給付の追加」について

ソニー生命保険株式会社（社長 於久田 太郎）は、平成 21 年 4 月 2 日より、より幅広いお客さまのニーズにお応えするための商品ラインアップの拡充として、新商品「がん入院保険」「先進医療特約」および「入院時手術給付特約」を発売します。また、社会貢献の一環として、医療保険等における手術給付金の支払事由を改定し、骨髄ドナーに対する手術給付金をお支払いします。

1. がん入院保険（詳細は別紙）

がんによる入院・死亡を一生涯にわたり保障します。

解約返戻金を活用していただけます。

保障内容を「がんの治療を目的とした入院」と「がんを直接の原因とした死亡」に絞り、既存商品よりも解約返戻率を高くなるように設定しました。これにより、将来、医療技術の進歩などによって治療費が高額となり、給付金では不足する事態が生じたときに、解約返戻金をご活用いただけます。

2. 先進医療特約（詳細は別紙）

先進医療における技術料を保障するための特約です。

病気やケガを原因として、先進医療（ ）による療養を受けた場合に、その技術料に応じた給付金をお支払いします。

大学病院などで研究・開発された新しい治療法のうち、治療効果や安全性が確認され、将来的に公的医療保険の適用の可能性があるとして厚生労働省が認めた医療技術をいいます。

先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担となります。また、医療技術の種類や医療機関によってその費用は異なりますが、高額になる場合が多いといわれています。

3. 入院時手術給付特約（詳細は別紙）

公的医療保険制度の診療報酬点数表で手術料が算定される手術を入院中に受けられたときに、入院時手術給付金として主契約の入院給付金日額の 10 倍をお支払いします（主契約の手術給付金が支払われるときには、この特約の入院時手術給付金はお支払いしません）。

4. 骨髄ドナーに対する給付の追加（詳細は別紙）

社会貢献の一環として、骨髄ドナーの抱える経済的負担を軽減し、ドナー登録の促進を図ることを目的として、骨髄ドナーに対する手術給付金をお支払いします。

骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術を受けたときには、入院給付金日額の 20 倍の手術給付金をお支払いします。

以上

1. 「がん入院保険」発売について

発売の背景

近年の医療技術の進歩により、がんの治療には効果が見込まれるもののより高額な医療費を要する治療法が開発される可能性もあり、将来的にお客さまが安心してその医療を受けるためには、経済的な備えが必要になることは想像に難くありません。

解約返戻金のある医療保険・がん保険では、保障としてご活用いただくことに加え、将来、医療技術の進歩などによって治療費が高額となり、給付金では不足する事態が生じたときに、契約者貸付の活用でその資金を確保するという方法をとることができるなど、解約返戻金を活用してプランニングしていくことができます。

そこで、保障内容を基本的な保障である「がんの治療を直接の原因とする入院」と「がんを直接の原因とする死亡」に絞り、従来の「終身がん保険（08）」と比べて解約返戻率（解約返戻金÷既払込保険料）が高くなるように設定した「がん入院保険」を発売いたします。

商品の特徴

(1) がん入院給付金

被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として病院または診療所に入院したときに、入院給付金日額に入院日数を乗じた金額のがん入院給付金をお支払いします。

(2) がん死亡保険金

被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡されたときに、入院給付金日額の1,000倍のがん死亡給付金をお支払いします。

(3) 保険料払込免除

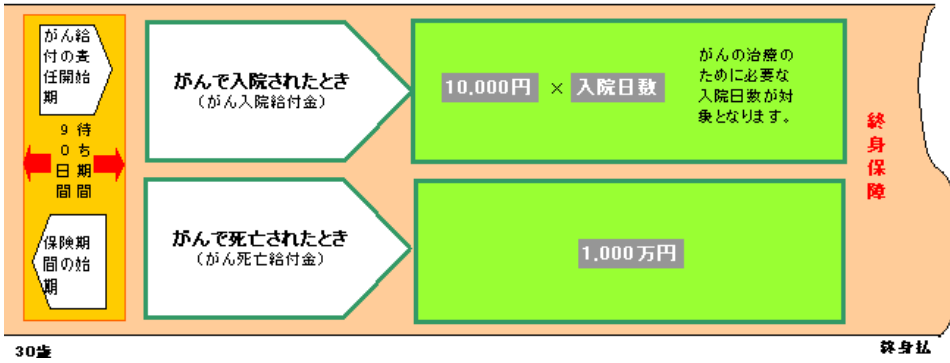
被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として会社所定の高度障害状態に該当したとき、または、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内に会社所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込を免除します。

(4) がん以外の死亡の場合

被保険者が、がん以外の事由によって死亡した場合は、その時点の責任準備金を保険契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。

なお、責任準備金の金額は、解約返戻金を下回ることはありません。契約から5年以上経過後は解約返戻金と一致します。

仕組図



< ご契約例 >

被保険者	30歳 男性
入院給付金日額	10,000円
保険期間	終身
保険料払込期間	終身
口座振替月払保険料	11,680円

保険料は年齢・性別により異なります。

保険料例

入院給付金日額：10,000円・終身払込・口座振替

(単位：円)

年齢	月払		年払	
	男性	女性	男性	女性
20歳	9,140	7,520	107,820	88,660
30歳	11,680	9,450	137,750	111,370
40歳	15,350	12,090	181,000	142,570
50歳	20,090	15,160	236,860	178,700

[参考] 終身がん保険(08)・入院給付金日額 10,000円・

終身払込・診断給付金倍率 0 倍・

低解約返戻金特則未付加・口座振替

(単位：円)

年齢	月払		年払	
	男性	女性	男性	女性
20歳	2,270	1,770	26,730	20,880
30歳	2,920	2,200	34,410	25,920
40歳	3,890	2,790	45,880	32,920
50歳	5,390	3,480	63,540	41,060

解約返戻金例

入院給付金日額：10,000円

男性、30歳 年払

年払保険料：137,750円

(単位：円)

経過	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率
1年	137,750	47,930	34.8%
2年	275,500	193,500	70.2%
3年	413,250	340,840	82.5%
4年	551,000	489,880	88.9%
5年	688,750	640,640	93.0%
10年	1,377,500	1,323,820	96.1%
20年	2,755,000	2,799,230	101.6%
30年	4,132,500	4,310,420	104.3%
40年	5,510,000	5,717,110	103.8%
50年	6,887,500	6,841,960	99.3%
60年	8,265,000	7,748,890	93.8%

[参考] 終身がん保険(08)

入院給付金日額：10,000円

男性、30歳 年払

年払保険料：46,110円、診断給付金倍率 100 倍

(単位：円)

経過	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率
1年	46,110	0	0.0%
2年	92,220	20,940	22.7%
3年	138,330	66,760	48.3%
4年	184,440	113,210	61.4%
5年	230,550	160,280	69.5%
10年	461,100	335,120	72.7%
20年	922,200	715,520	77.6%
30年	1,383,300	1,067,770	77.2%
40年	1,844,400	1,263,170	68.5%
50年	2,305,500	1,162,670	50.4%
60年	2,766,600	1,035,260	37.4%

解約返戻率 = 解約返戻金 ÷ 累計保険料 × 100

終身がん保険（08）と新商品の保険機能の比較

項目	がん入院保険	終身がん保険（08）
死亡給付金	なし *ただし、責任準備金を契約者に支払う	入院給付金×10倍
がん死亡保険金	入院給付金日額×1,000倍	入院給付金日額×100倍
がん入院給付金	入院給付金日額×入院日数	
がん診断給付金	なし	入院給付金日額×0倍 または100倍
がん手術給付金	なし	入院給付金日額×10・20・40倍
退院後療養給付金	なし	入院給付金日額×30倍
保険料払込免除	高度障害状態および不慮の事故が原因の特定の身体障害状態	
保険料払込期間	終身払	短期払・終身払
低解約返戻金特則	なし	あり
がん給付金受取人	被保険者 (ただし、保険契約者およびがん死亡保険金受取人が法人の場合は、保険契約者)	

2. 「先進医療特約（無配当）」の発売について

発売の背景

近年、医療技術の進歩により、先進的な技術を用いた治療方法が登場し、普及しつつあります。それらの治療法の一部は公的医療保険制度において「先進医療」に分類されており、ここ数年でその受療を希望する患者数が急増しています。

しかし、先進医療の技術にかかわる費用は、公的医療保険給付の対象とならないため、受療する医療技術によって経済的負担が大きくなるケースもあります。

そこで、お客さまやそのご家族が経済的負担に対する心配から効果的な治療に二の足を踏むような思いをせず、将来お客さまが必要とする医療を十分受けていただけるような環境を整えるために、被保険者が先進医療による療養を受けたときにその技術料と同額を保障する「先進医療特約」を発売いたします。

商品の特徴

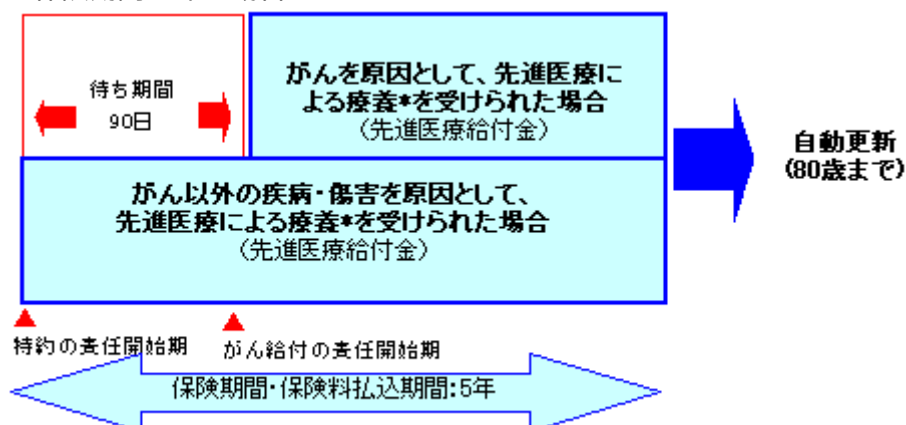
責任開始期以後*に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、受療時点で厚生労働省によって認定されている先進医療による療養を受けた場合に、**その技術料と同額を先進医療給付金としてお支払い**します。

*ただし、悪性新生物（がん）を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合の責任開始期は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始することになります（がん給付の責任開始期）。

仕組図

病気やケガを原因として、先進医療による療養を受けた場合に、その技術料に応じた給付金をお支払いします。

< 保険期間 5 年の場合 >



*療養とは、診察・薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

保険料と給付金額

保険料：年齢、性別および保険期間にかかわらず、一律 55 円（月払口座振替の場合）

給付金額の支払限度額：先進医療給付金の支払額を通算して 1,000 万円が限度（先進医療給付金の通算支払額が 1,000 万円に達したときは、この特約は消滅します）。

付加可能な主契約

- ・ がん保険
- ・ 終身がん保険（08）
- ・ 低解約返戻金特則付終身がん保険（08）
- ・ 総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付・死亡給付金 0 倍特則付総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付・死亡給付金 10 倍特則付総合医療保険
- ・ 長期総合医療保険

【ご参考】先進医療とは

大学病院などで研究・開発された新しい治療法のうち、治療効果や安全性が確認され、将来的に公的医療保険の適用の可能性があるとして厚生労働省が認めた医療技術をいいます。

先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担となります。また、医療技術の種類や医療機関によってその費用は異なりますが、高額になる場合が多いといわれています。

ただし、技術料以外にかかる一般の医療費（診察料・検査料・投薬料・入院料など）は公的医療保険が適用されるため、患者への自己負担は軽減されます。

先進医療による療養は、厚生労働省へ届出をした、一定の施設基準を満たした医療機関でのみ受けすることができます。

<先進医療にかかる自己負担のしくみ>

総医療費が 100 万円、うち先進医療にかかる費用（技術料）が 20 万円の場合

公的医療保険適用外		公的医療保険適用	
先進医療部分（技術料）	通常の治療と共通する部分（診察料・検査料・投薬料・入院料など）		
全額自己負担 20万円	一部自己負担 24万円 (80万円×3割*)	公的医療保険による給付 56万円 (80万円×7割)	



*公的医療保険適用部分に対する一部自己負担は、高額療養費制度が適用されます。なお、自己負担割合は年齢によって1割または2割となります。

3. 「入院時手術給付特約（無配当）」の発売について

発売の背景

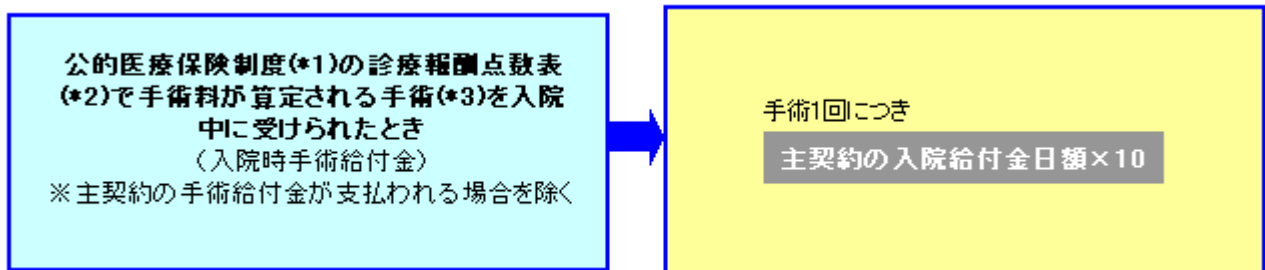
当社の総合医療保険等における手術給付金は、約款別表の「手術給付倍率表」に定める 88 種類の手術に該当した場合にお支払いし、これらの手術に該当しない場合はお支払いすることができません。この「手術倍率表」には、お支払い対象となる手術が 88 種類に分類されて列挙されており、お支払い対象となる手術の具体的な名称が 1 つ 1 つ記載されているわけではありません。そのため、お客さまが受けた手術が手術給付金のお支払い対象となるかを判断するには、当社への事前確認が必要な場合もあり、お客さまが約款だけでお支払い対象となるかどうかを判断いただくことが困難な状況でした。

このため、お客さまの視点でよりわかりやすい内容で保障を提供することを目的として、入院期間中に行なった手術で、かつ公的医療保険の対象となる手術を幅広く保障する「入院時手術給付特約」を発売いたします。

商品の特徴と仕組み

病気や傷害の治療を目的とした 1 日以上入院中に、手術を受けられたときに入院時手術給付金をお支払いします（主契約の手術給付金が支払われるときには、この特約の入院時手術給付金はお支払いしません）。

なお、入院については、入院給付金のお支払い対象にならない日帰り入院中に行なった手術もお支払い可能です。また、入院中に入院の治療目的と異なる原因の治療目的で行なわれた手術もお支払い対象となります（例：災害入院中に受けた皮膚腫瘍摘出術など）。



*1 公的医療保険制度とは、健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

*2 手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

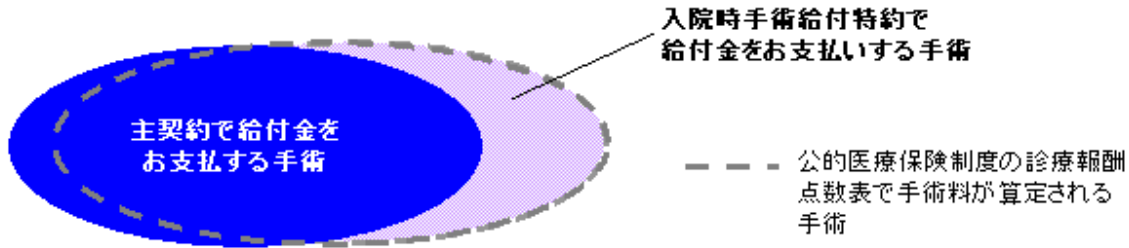
*3 吸引および穿刺などの処置、神経ブロック、屈折矯正手術、抜歯手術ならびに施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度としているために、主契約の手術給付金のお支払い事由の対象外となっているものを除きます。

ご参考：日帰り入院とは

「日帰り入院」は入院日 = 退院日の入院で、診療報酬点数の算定上「入院料」の支払の有無で入院であるかどうか判定されます。

例えば、日帰り手術のため、1 日のみ病室を入院と同じような形で使用した場合や、深夜 3 時頃緊急入院したが、容態が落ち着いたため、その日の夕方に退院した場合などが該当します。

<主契約と入院時手術給付特約の保障範囲（イメージ図）>



入院時手術給付特約で給付金をお支払いする手術の例

入院中に以下の手術を受けられたときに入院時手術給付金をお支払いします。

- 扁桃腺摘出術
- 皮膚良性腫瘍摘出術
- 乳腺良性腫瘍摘出術
- 抜釘術

保険料例

入院給付金日額：10万円（日額1万円×10倍） 種目：終身 60歳払込 払方：口座振替月払
（単位：円）

契約年齢	男 性	女 性
20 歳	159	191
30 歳	220	233
40 歳	360	311
50 歳	779	618

入院給付金日額：10万円（日額1万円×10倍） 種目：終身 終身払込 払方：口座振替月払
（単位：円）

契約年齢	男 性	女 性
20 歳	132	161
30 歳	164	176
40 歳	222	186
50 歳	316	230
60 歳	452	304

付加可能な主契約

- ・ 総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付・死亡給付金0倍特則付総合医療保険
- ・ 低解約返戻金特則付・死亡給付金10倍特則付総合医療保険
- ・ 長期総合医療保険

4. 骨髄ドナーに対する給付の追加について

発売の背景

白血病などの血液難病患者には、白血球の型（HLA型）の一致した骨髄提供者（ドナー）からの骨髄移植が有効な治療法です。しかし、HLA型の一致する確立は兄弟姉妹で4人に1人、非血縁者では数百万人から数万人に1人とされるほどの低さであり、今後も積極的なドナー登録が望まれています。一方、ドナー登録をしようと考えた場合、一般的に「精神的負担」（家族の説得・手術への不安等）・「経済的負担」（入院にともなう休業補償の欠如）・「身体的負担」（移植手術のリスク）等が存在し、これらの負担が、積極的なドナー登録を妨げる一因となっていると考えられます。

このうち、「経済的負担」の内容を見ると、骨髄採取に伴うドナーの入院費用は患者側の保険で賄われますので、ドナー自身に負担は発生しません。しかし、骨髄採取には平均4日程度の入院を要します。この入院のため職場を休んだ場合の休業補償、子供の保育料、家族の介護料などは補填されませんので、ドナー負担となります。

そこで、医療保険等において被保険者が骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に、所定の手術給付金をお支払いすることで、上記負担中「経済的負担」を軽減し、さらにドナー登録者の増加支援にもつながるように改定しました。

改定内容

被保険者が、骨髄幹細胞を移植することを目的として、責任開始期の属する日から、その日を含めて1年を経過した日以後に、骨髄幹細胞採取手術を受けた場合、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。

ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

骨髄幹細胞採取手術による手術給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。

対象商品

- ・ 総合医療保険
- ・ 長期総合医療保険
- ・ 入院総合保障特約(87)
- ・ 家族入院総合保障特約(87)
- ・ 入院総合保障特約(81)
- ・ 家族入院総合保障特約(81)

保険料の変更

この改定による保険料の変更はありません。

既契約の対応

平成21年4月2日以降の手術について契約日が平成21年4月1日以前の既契約にも適用します。